

2025 年 6 月

YDB 利用規程 改定のお知らせ

株式会社矢野経済研究所
ヤノデータバンク (YDB)
TEL: 03-5371-6902
mail : ydb@yano.co.jp

平素は格別のお引き立てにあずかり、厚くお礼申し上げます。

この度、ヤノデータバンク利用規程の内容を一部改定いたしますので、ご案内申し上げます。

2025 年 6 月 20 日 (金) 以降は、ヤノデータバンクのサービスご利用にあたり、会員様には改定後の利用規程が適用されます。

但し、現在旧料金表(2023 年 10 月改定前)にてご契約中の会員様に関しては、現行の利用規程を次回契約更新月の末日まで適用いたします。

下記に主な改定の内容をご提示しております。会員様には改定後の利用規程全文をお送りするとともに、新旧対照表を同封しておりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

同封資料 ・ YDB 利用規程 (2025 年 6 月 20 日改定、全文)
・ 改定前と改定後の新旧対照表

ご不明な点がございましたら、上記 ヤノデータバンク (YDB) までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

今後とも YDB をご利用賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

記

主な改定の内容

1. YDB サービス改定等に伴う変更

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| 1) 会員証廃止に伴う条文の廃止 | 第 3 条 2,3 項、第 5 条 2 項 |
| 2) 追加契約に関する文言の追加 | 第 4 条 4 項 |
| 3) 利用者範囲の新コースへの対応 | 第 6 条 1 項 1 号 |
| 4) 閲覧室利用について | 第 7 条 1 項 |

2. その他

- | | |
|-----------------------------|------------|
| 1) 禁止行為の追加(生成 AI に関する条項の追加) | 第 8 条 3 項 |
| 2) 年間情報料月払いの廃止 | 第 4 条 1 項 |
| 3) 個人情報の第三者提供について明文化 | 第 11 条 2 項 |
| 4) 用語の統一、表記の統一、その他表現を適正化 | 各条文 |

以上

本規程は、大切に保管してください。

YDB 利用規程

2025年6月20日改定

第1条 総則

- 1.本規程は、ヤノデータバンク(以下「YDB」といいます。)が会員に対する情報提供サービス(以下「YDB サービス」といいます。)の利用条件を定めるものです。本規程に定めなきものは、別紙パンフレット等に定めるところによります。
- 2.本規程において、疑義が生じた事項については、必要に応じて会員とYDBとの間で協議し円満に解決を図るものとします。
- 3.本規程は、YDBの利用に関する契約が効力を生じた日より適用するものとします。
- 4.本規程及びYDBサービス内容は、契約期間中に変更の生じる場合があります。その際、YDBは当該変更後の規程及びYDBサービス内容を事前に会員に通知します。会員は、本規程及びYDBサービス内容変更後、最初の利用をもって、変更事項に同意したものとします。

第2条 会員の資格等

- 1.「会員」とは、株式会社矢野経済研究所(以下「当社」といいます。)が運営するYDBを利用するにあたり本規程を承諾の上、当社所定の手続きに従って会員情報登録を完了した法人をいいます。
- 2.YDBが1.に定めるところにより、会員登録を完了し、会員に対して会員番号を通知した時に契約(以下「本契約」といいます。)が成立するものとします。
- 3.「利用者」とは、会員に属する個人であって、YDBサービスを利用するために登録した者をいいます。登録の際、当社は証憑の提出を求めることができます。
- 4.「登録事業所」とは、YDBを利用するにあたり会員とYDBとの間でYDBサービスを利用すると取り決めた会員の事業所のことをいいます。

第3条 用語の定義

- 1.「会員窓口」とは、YDBサービスの利用に関して会員とYDBとの間で連絡及び調整等を行う担当者として会員が指定する者をいいます。
- 2.「個人CD」とは、「利用者」個々に付与されるユーザー識別番号で、YDBにおける利用管理に用いるものをいいます。
- 3.「グループCD」とは、YDB eLibraryを事前登録不要で利用できる識別番号で、YDBにおける利用管理に用いるものをいいます。
- 4.「CSクーポン」とは、コピーサービスクーポンの略で、来館時及びWeb上のコピーサービスで利用できる無料サービスクーポンをいいます。
- 5.「YDB eLibrary」とは、オンラインで資料を閲覧できるYDBが提供する電子ライブラリサービスをいいます。
- 6.「YDB会員専用サイト」とは、会員番号、個人CDを用いて、YDBサービスを利用できる当社のWebサイトをいいます。

第4条 支払

- 1.登録料、年間情報料は一括払いとします。登録料、年間情報料、コピーサービス利用料、資料購入代の支払いについては、原則として請求書に記載された期日までに当社指定金融機関へ振込むものとします。期日までに連絡なしに支払いがなされない場合、支払いの完了が確認されるまでYDBサービスの提供を停止する場合があります。また、当社とのお取引が初めてのお客様には、事前にご入金をお願いする場合があります。
- 2.一旦支払われた登録料及び年間情報料は、理由の如何を問わず返還しないものとします。ただし、YDBがYDBサービスの提供をYDBの事情によって停止した場合は、その限りではないものとします。
- 3.YDBが会員に進呈するCSクーポンは、会員に対する特典サービスとし、コピーサービスの支払いにのみ充てることができるものとします。また、CSクーポンの利用は当社指定期間内かつ契約期間中のみとし、有償でのコピーサービス利用後に月末締めコピーサービス利用料の請求分の支払いに充てることはできないものとします。
- 4.契約期間中の利用者数や同時アクセス数の追加契約時は追加後の年間情報料と請求済み年間情報料の差額を支払うものとします。

第5条 期間

- 1.YDBサービスを利用できる期間は、登録が行われた日を含む登録月の初日より1年間とします。
- 2.契約更新は自動的に行われるものとします。本契約期間が満了する前に、

YDBより次年度の請求書を送付します。

更新しない場合は、退会の旨を契約満了月のYDBの最終営業日までに連絡することにより、契約は解除されるものとします。

本契約期間の末日までに退会の連絡がない場合は、契約更新の了承とみなし、会員は年間情報料の支払いをするものとします。

契約の解除後に再入会する場合、登録料が再度発生するものとします。

- 3.会員の利用状況等により、YDBの判断にて契約更新を行わない場合があります。
- 4.契約期間中に利用者数や同時アクセス数の他YDBサービスに関する契約を追加する場合は、追加する契約の満了日は、既存の契約満了日と同日にするものとします。
- 5.消費税は、法令の改正に則り、適正な税率にて請求するものとします。

第6条 利用者

- 1.YDBの利用は、登録事業所に籍を置き、かつその身分を証明可能な従業員に限り、かつ、以下の場合は利用できないものとします。
 - 1) 関連会社の従業員、出向中の従業員、派遣社員、外部協カスタッフ
 - 2) その他社員証や名刺などでその企業の従業員と証明できない者(アルバイト勤務者等)但し、上記に当てはまる場合でも、会員窓口またはそれに準じる業務に主として従事して、事前に利用者としてYDBが受理した場合は除きます。また、利用者は、YDBの利用条件及び下記条件を満たさなければならないものとします。
 - 1) 所属する法人企業の電子メールアドレスを利用できる。
 - 2) 利用者は認証コード等の当社から発信される通知メールを確実に受信するため、当社のドメイン yano.co.jp をセーフリスト(受信許可設定)に登録するなど、会員社内にて対応しなければならない。
- 2.YDBが発行した個人CDは、利用者本人のみが使用できるものとし、第三者に貸与・譲渡することはできません。利用者本人以外が個人CDを使用した場合に発生した損害等については、その損害等が会員の責めに帰すべき場合に限り会員がその責任を負うものとします。
- 3.利用者の登録情報に変更があった場合、利用者は速やかにYDBに届け出るものとします。また、変更の届けがなされないことにより、会員に不利益が生じた場合は、YDBは自己に責任がある場合を除き一切その責任を負わないものとします。
- 4.YDB eLibraryの利用は、利用者に登録した者に限り、かつ、登録された者について以下が生じた場合を除き、利用者の削除及び変更はできません。
 - 1) 退職
 - 2) 事業所の変更が伴う異動
 - 3) 契約更新時登録については契約にて定めた利用人数の上限以内で随時可能です。
- 5.過去3年間に利用がない利用者(個人CD)は、YDBの権限で削除できるものとします。

第7条 利用行為

- 1.閲覧室は東京、名古屋、大阪が利用可能です。
- 2.当社発行資料のコピー(有料)利用枚数は、会員企業1社につき各資料の総ページの半分までとします。また、同一企業で複数の契約をしている場合も、登録単位(会員番号別)ではなく1企業あたりの合計ページの利用枚数をカウントするものとします。
- 3.資料に関する問い合わせは、資料に掲載されている内容・データの範囲内に限るものとします。
- 4.YDBにて取得した資料は利用者が所属する事業所内でのみ利用可能です。また、問い合わせは、利用者本人からに限るものとし、YDBにて受付けます。
- 5.会員はいかなる理由があってもコピーサービス申込後のキャンセル及び返品はできないものとします。ただし、YDBが提供するデータに不備があった場合は、その限りではないものとします。

第8条 禁止行為

- 1.YDBの利用にあたり、閲覧室内での以下の行為を禁じます。
 - 1) YDB所蔵の資料等の閲覧室区域外への持ち出し、利用
 - 2) YDB所蔵の資料を毀損する行為
 - 3) 他の会員に迷惑・不利益を与える行為
 - 4) スキャナー及びその他の機器を用いた複写行為、及びデジタルカメラ、携帯電話、ビデオカメラ等を用いた撮影行為
 - 5) 喫煙行為、所定の場所以外での飲食
 - 6) 個人CDの貸与・譲渡によるYDBサービス利用
- 2.YDB eLibraryの利用にあたり、以下の行為を禁じます。
 - 1) 利用者本人以外のログイン及び利用

- 2)1つの個人CD(ログインID)を用いて同時にアクセスする行為
- 3)利用者本人が常用するPC、デバイス以外からの利用
- 4)PC、デバイスに備わっている機能を用いた複写行為(画面キャプチャを含む)、カメラ、ビデオカメラ等を用いた撮影行為
- 5)プログラム等による大量のアクセス、通常の資料閲覧行為から逸脱したアクセス

- 3.会員は、当社が提供するマーケットレポートを、生成AIに読み込ませて学習させることを行ってはならないものとします。
- 4.上記1～3項並びに当社が不適切と判断した行為により会員又は当社に損害を与えた場合は、当該会員はYDBを退会し、その損害を賠償しなければならないものとします。

第9条 著作権について

- 1.当社はマーケットレポート等の法人等著作作者であり、著作人格権たる公表権・氏名表示権・同一性保持権をはじめ、複製権・頒布権・公衆送信権・貸与権・口述権・翻訳権・譲渡権等、著作作者として全ての権利を保有します。
- 2.マーケットレポート等の転載・引用は、原則として購入者(または実質的な利用者)の社内向けのみ可能です。社外向け出版物等への転載・引用は、事前に当社へ申請し当社が承諾した場合に限り可能です。
- 3.転載・引用者(以下「使用者」といいます。)は、転載・引用する際に、著作権者である当社の名称と出典元である資料名等を明記するものとします。また、使用者が社外向け出版物等に転載・引用する場合には、事前に掲載内容及び表現形式等について当社の検収を受けるものとし、転載・引用された出版物等を当社に納めるものとします。
- 4.当社は転載・引用された情報等の原内容そのものについてのみ責任を負うものであり、転載・引用された結果として何らかの問題が生じた場合、その責任の一切は使用者にあるものとします。
- 5.使用者は、転載・引用する情報等を第三者に対し転載・引用を許諾する権限がないことを確認するものとします。使用者は、転載・引用した情報等を第三者が転載・引用していることを覚知した場合は、速やかに当社に対し通知するものとします。
- 6.上記1～5項に反した場合は、当該会員はYDBを退会し、その損害を賠償しなければならないものとします。

第10条 機密保持

- 1.当社はYDBサービスにあたって、会員から当社が得た業務情報、問い合わせ内容、個人情報、利用履歴、事業所のグローバルIPアドレス等の機密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、第11条1項については、この限りではないものとします。

第11条 個人情報の取り扱い

- 1.利用目的
登録申込み及び利用者と会員窓口の利用にあたり当社が取得した個人情報は、以下の目的で使用します。
 - 1)YDBサービスの提供及び会員窓口からのお問い合わせ等に対する報告
 - 2)マーケットレポート等の当社商品・サービス(資料目録及び新刊案内の送付・セミナー開催等)の案内上記以外の利用目的又は法令等に基づく要請の範囲を超えた利用は行いません。
- 2.個人情報の第三者提供
登録申込み及び利用者と会員窓口の利用にあたり当社が取得した個人情報は、以下の場合を除き、本人の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。利用者から会員窓口の個人情報(部署及び氏名)の問い合わせがあった場合に、本人確認(名刺及び社員証等)ができる場合に限り、会員窓口の部署と氏名を利用者に提供します。
会員窓口から利用者の個人情報(連絡先情報とYDBサービス利用状況)の問い合わせがあった場合には、利用者の個人情報を会員窓口へ提供します。
- 3.個人情報の開示等への対応
当社が取得した個人情報について、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去の求めがある場合には下記の窓口で対応します。
個人情報相談受付窓口 TEL:03-5371-7054 E-mail:p-info@yano.co.jp
なお、当社の個人情報保護方針は、https://www.yano.co.jp/privacy_policy/をご覧ください。
- 4.個人情報保護管理者
管理者 株式会社矢野経済研究所 管理本部長
連絡先 個人情報相談受付窓口 TEL:03-5371-7054
E-mail:p-info@yano.co.jp

第12条 権利義務の譲渡について

- 1.会員は、本契約上の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の一部又は全部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはならないものとします。ただし、企業間の合併等の営業譲受により名称変更が生じる場合は、その限りではないものとします。

第13条 契約の解除について

- 1.当社または会員は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。
 - 1)故意または重大な過失により本契約に違反する行為があった場合
 - 2)支払いの停止があった場合、又は仮差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - 3)手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - 4)公租公課の滞納処分を受けた場合
- 2.当社は、相当期間を定めて行った催告後も、債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができます。

第14条 サービスの中断

- 1.YDBの営業日の変更、各閲覧室の開館閉館時間の変更、YDB会員専用サイトのメンテナンスのための中断は、事前にYDB会員専用サイト、閲覧室内にて掲示するものとします。
- 2.当社は第6条1項、第8条2項の1)～5)について、本規程に反する利用と判断しうる状況を覚知した際に、一時的に当該ログインIDのYDB eLibraryの閲覧サービスの提供を中断できるものとします。また閲覧室の休館日に中断した場合の対応は、次の営業日以降とします。
- 3.やむを得ない事情によりYDBサービスを中断した場合は、発生後速やかに対応するものとします。

第15条 免責

- 1.当社が本規程に基づく債務を履行しないことにより会員に損害を与え、当社が賠償責任を負う場合、その賠償額は、損害の直接の原因となった取扱商品について、会員が当社に支払った代金相当額を上限とします。
- 2.いかなる場合においても、当社は、当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、遺失利益については、賠償責任を負わないものとします。
- 3.本規程に基づく債務を履行しないことにより会員が被った損害が、当社の故意または重過失に起因するものである場合には、上記1～2項の規定は適用しないものとします。

第16条 裁判管轄について

- 1.本契約に関する一切の紛争が発生した場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条 契約満了後の効力

- 1.本契約の満了後においても、第9条～第12条、第15条、第16条、及び本条は有効に存続するものとします。

改定日:2006年4月1日
改定日:2007年6月1日
改定日:2010年4月1日
改定日:2013年1月7日
改定日:2015年10月1日
改定日:2018年4月1日
改定日:2022年4月1日
改定日:2025年6月20日

株式会社矢野経済研究所
代表取締役社長 水越 孝

YDB 利用規程 改定前と改定後の新旧対照表

株式会社矢野経済研究所 マーケティング本部 ヤノデータバンク (YDB)

(凡例・改定後)

- ・口囲み 条文の追加
- ・下線 条文の変更
- ・太文字 用語の統一、適正化

(凡例・改定前)

- ・取り消し線 条文の削除
- ・下線 条文の変更
- ・太文字 用語の統一、適正化 (対応する部分)

	改定後 (2025年6月20日)	改定前 (2022年4月1日)	備考(改定後基準)
	<p>第1条 総則</p> <p>4. 本規程及びYDB サービス内容は、契約期間中に変更の生じる場合があります。その際、YDB は当該変更後の規程及びYDB サービス内容を事前に会員に通知します。</p> <p>会員は、本規程及びYDB サービス内容変更後、最初の利用をもって、変更事項に同意したものとします。</p>	<p>第1条 総則</p> <p>4. 本規程及びYDB サービス内容は、契約期間中に変更の生じる場合があります。その際、YDB は当該変更後の規程及びYDB サービス内容を事前に会員に通知します。</p> <p>会員は、本規程及びYDB サービス内容変更後、最初の利用をもって、変更事項を同意したものとします。</p>	<p>*変更 表現の適正化</p>
	<p>第3条 用語の定義</p> <p>1. 「会員窓口」とは、YDB サービスの利用に関して会員とYDB との間で連絡及び調整等を行う担当者として会員が指定する者をいいます。</p> <p>2. 「個人CD」とは、「利用者」個々に付与されるユーザー識別番号で、YDB における利用管理に用いるものをいいます。</p> <p>3. 「グループCD」とは、YDB eLibrary を事前登録不要で利用できる識別番号で、YDB における利用管理に用いるものをいいます。</p> <p>4. 「CS クーポン」とは、コピーサービスクーポンの略で、来館時及びWeb 上のコピーサービスで利用できる無料サービスクーポンをいいます。</p>	<p>第3条 用語の定義</p> <p>1. 「会員窓口」とは、YDB の利用に関して会員とYDB との間で連絡及び調整等を行う担当者として会員が指定する者をいいます。</p> <p>2. 「会員証」とは、第2条の定めにより、YDB が発行し会員に貸与する会員資格証明のカードをいいます。</p> <p>3. 「個人カード」とは、「利用者」個々に発行されるカードで、YDB 閲覧室 (以下「閲覧室」といいます。) 利用時に提示するカードをいいます。</p> <p>4. 「個人CD」とは、「利用者」個々に付与されるユーザー識別番号で、YDB における利用管理に用いるものをいいます。</p> <p>5. 「グループCD」とは、YDB eLibrary を事前登録不要で利用できる識別番号で、YDB における利用管理に用いるものをいいます。</p> <p>6. 「CS クーポン」とは、コピーサービスクーポンの略で、来館時及びWeb 上のコピーサービスで利用できる無料サービスクーポンをいいます。</p>	<p>*変更 用語の統一</p> <p>*削除 現サービスに対応</p> <p>以下項番繰り上げ</p>

<p>5. 「YDB eLibrary」とは、オンラインで資料を閲覧できる YDB が提供する電子ライブラリサービスをいいます。</p> <p>6. 「YDB 会員専用サイト」とは、会員番号、個人 CD を用いて、YDB サービスを利用できる当社の Web サイトをいいます。</p>	<p>7. 「YDB eLibrary」とは、オンラインで資料を閲覧できる YDB が提供する電子ライブラリサービスをいいます。</p> <p>8. 「YDB eLibrary メンバー」とは、YDB の「利用者」のうち、「YDB eLibrary」サービスに登録した者をいいます。</p> <p>9. 「YDB 会員専用サイト」とは、会員 No.、個人 CD を用いて、YDB サービスを利用できる当社の Web サイトをいいます。</p>	<p>*削除 現サービスに対応</p> <p>*変更 用語の統一</p>
<p>第 4 条 支払</p> <p>1. <u>登録料、年間情報料は一括払いとします。</u></p> <p><u>登録料、年間情報料、コピーサービス利用料、資料購入代の支払いについては、原則として請求書に記載された期日までに当社指定金融機関へ振込むもの</u>とします。期日までに連絡なしに支払いがなされない場合、支払いの完了が確認されるまで YDB サービスの提供を停止する場合があります。</p> <p><u>また、当社とのお取引が初めてのお客様には、事前にご入金をお願いする場合があります。</u></p> <p>3. YDB が会員に進呈する CS クーポンは、会員に対する特典サービスとし、コピーサービスの支払いにのみ充てることができるものとします。</p> <p>また、CS クーポンの利用は当社指定期間内かつ契約期間中のみとし、有償でのコピーサービス利用後に月末締め コピーサービス利用料 の請求分の支払いに充てることができないものとします。</p> <p><u>4. 契約期間中の利用者数や同時アクセス数の追加契約時は追加後の年間情報料と請求済み年間情報料の差額を支払うものとします。</u></p>	<p>第 4 条 支払</p> <p>1. <u>登録料は一括払いとします。年間情報料（以下「YDB eLibrary 年間利用料」を含む。以下同じ。）は一括払い又は月払いとします。</u></p> <p><u>登録料、年間情報料が一括払いの場合、また YDB コピー料、資料購入代の支払いについては、</u>原則として請求書に記載された期日までに当社指定金融機関へ振込むものとし、期日までに連絡なしに支払いがなされない場合、支払いの完了が確認されるまで YDB サービスの提供を停止する場合があります。</p> <p>年間情報料が月払いの場合は、毎月 23 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に会員ご指定の口座から自動引き落としいたします。</p> <p>3. YDB が会員に進呈する CS クーポンは、会員に対する特典サービスとし、コピーサービスの支払いにのみ充てることができるものとします。</p> <p>また、CS クーポンの利用は当社指定期間内かつ契約期間中のみとし、有償でのコピーサービス利用後に月末締め YDB コピー料 の請求分の支払いに充てることができないものとします。</p>	<p>*変更 現サービスに対応</p> <p>*変更 用語の統一</p> <p>*追加 事前入金事項</p> <p>*削除 現サービスに対応</p> <p>*変更 用語の統一</p> <p>*追加 新サービスに対応</p>
<p>第 5 条 期間</p> <p>1. YDB サービスを利用できる期間は、登録が行われた日を含む登録月の初日より 1 年間とします。</p>	<p>第 5 条 期間</p> <p>1. YDB サービスを利用できる期間は、登録が行われた</p>	<p>*削除</p>

	<p>2. 契約更新は自動的に行われるものとします。本契約期間が満了する前に、YDB より次年度の請求書を送付します。</p> <p>更新しない場合は、退会の旨を契約満了月の YDB の最終営業日までに連絡することにより、<u>契約は解除されるものとします。</u></p> <p>本契約期間の末日までに退会の連絡がない場合は、契約更新の了承とみなし、会員は年間情報料の支払いをするものとします。</p> <p>契約の解除後に再入会する場合、登録料が再度発生するものとします。</p> <p>4. 契約期間中に利用者数や同時アクセス数の他 YDB サービスに関する契約を追加する場合は、追加する契約の満了日は、既存の契約満了日と同日にするものとします。</p> <p>5. 消費税は、法令の改正に則り、適正な税率にて請求するものとします。</p>	<p>日を含む登録月の初日より 1 年間とします。年間情報料が月払いの契約においても契約期間中の退会はできません。</p> <p>2. 契約更新は自動的に行われるものとします。本契約期間が満了する前に、YDB より次年度の請求書を送付します。</p> <p>更新しない場合は、退会の旨を契約満了月の YDB の最終営業日までに連絡することにより、<u>契約は解除されるものとし、会員は本契約解除後、速やかに会員証等を YDB に返却するものとします。</u></p> <p>本契約期間の末日までに退会の連絡がない場合は、契約更新の了承とみなし、会員は年間情報料の支払いをするものとします。</p> <p>契約の解除後に再入会する場合、登録料が再度発生するものとします。</p> <p>4. 契約期間中に登録事業所の利用及び YDB eLibrary 利用に関する契約を追加する場合は、追加する契約の満了日は、既存の契約満了日と同日にするものとします。</p>	<p>現サービスに対応</p> <p>*変更 現サービスに対応</p> <p>*変更 現サービスに対応</p> <p>*追加 消費税に関する条項</p>
<p>第 6 条 利用者</p> <p>1. YDB の利用は、登録事業所に籍を置き、かつその身分を証明可能な従業員に限ります。したがって、以下の場合には利用できないものとします。</p> <p>1) 関連会社の従業員、出向中の従業員、派遣社員、部協力スタッフ</p> <p>2) その他社員証や名刺などでその企業の従業員と証明できない者(アルバイト勤務者等)</p> <p>但し、上記に当てはまる場合でも、会員窓口またはそれに準じる業務に主として従事していて、事前に利用者として YDB が受理した場合は除きます。</p> <p>また、利用者は YDB の利用条件及び下記条件を満たさなければならないものとします。</p> <p>1) 所属する法人企業の電子メールアドレスを利用できる。</p>	<p>第 6 条 利用者</p> <p>1. YDB の利用は、登録事業所に籍を置き、かつその身分を証明可能な従業員に限ります。したがって、以下の場合には利用できないものとします。</p> <p>1) 同一企業の従業員でも他の事業所に籍を置く者(登録事業所以外の支所・支店・分室・営業所の勤務者)</p> <p>2) 関連会社の従業員、出向中の従業員、派遣社員、部協力スタッフ</p> <p>3) その他社員証や名刺などでその企業の従業員と証明できない者(アルバイト勤務者等)</p> <p>但し、上記に当てはまる場合でも、会員窓口またはそれに準じる業務に主として従事していて、事前に利用者として YDB が受理した場合は除きます。</p> <p>また、YDB eLibrary メンバーは、YDB の利用条件及び下記条件を満たさなければならないものとします。</p> <p>1) 所属する法人企業の電子メールアドレスを利用できる。</p>	<p>*削除 現サービスに対応</p> <p>*以下番号繰り上げ</p> <p>*変更 現サービスに対応</p> <p>*変更</p>	

	<p>2) <u>利用者は</u>認証コード等の当社から発信される通知メールを確実に受信するため、当社のドメイン yano. co. jp をセーフリスト（受信許可設定）に登録するなど、会員社内にて対応しなければならない。</p> <p>2. YDB が発行した個人 CD は、<u>利用者本人のみが使用できるものとし、第三者に貸与・譲渡することはできません。</u></p> <p><u>利用者本人以外が個人 CD を使用した場合に発生した損害等については、その損害等が会員の責めに帰すべき場合に限り会員がその責任を負うものとし</u>ます。</p> <p>3. <u>利用者の登録情報に変更があった場合、</u>利用者は速やかに YDB に届け出るものとします。また、変更の届けがなされないことにより、会員に不利益が生じた場合は、YDB は自己に責任がある場合を除き一切その責任を負わないものとします。</p> <p>4. YDB eLibrary の利用は、<u>利用者に登録した者に</u>限ります。また、登録された者について以下が生じた場合を除き、<u>利用者の削除及び変更は</u>できません。</p> <p>1) 退職</p> <p>2) 事業所の変更が伴う異動</p> <p>3) 契約更新時</p> <p>登録については契約にて定めた利用人数の上限以内で随時可能です。</p>	<p>2) <u>会員は</u>認証コード等の当社から発信される通知メールを確実に受信するため、当社のドメイン yano. co. jp をセーフリスト（受信許可設定）に登録するなど、会員社内にて対応しなければならない。</p> <p>2. YDB が発行した個人カード及び個人 CD は、本人のみの利用とします。<u>他人に貸与・譲渡することはできません。</u></p> <p><u>YDB が発行した個人カード及び個人 CD を、本人以外が利用した場合に発生した損害等については、その損害等が会員の責めに帰すべき場合に限り会員がその責任を負うものとし</u>ます。</p> <p>3. <u>会員の登録情報に変更があった場合、</u>会員と利用者は速やかに YDB に届け出るものとします。また、変更の届けがなされないことにより、会員に不利益が生じた場合は、YDB は自己に責任がある場合を除き一切その責任を負わないものとします。</p> <p>4. YDB eLibrary の利用は、<u>YDB eLibrary サービスに登録した者に</u>限ります。また、登録された者について以下が生じた場合を除き、<u>YDB eLibrary メンバーの削除及び変更は</u>できません。</p> <p>1) 退職</p> <p>2) 事業所の変更が伴う異動</p> <p>3) 契約更新時</p> <p>登録については契約にて定めた利用人数の上限以内で随時可能です</p>	<p>表現の適正化</p> <p>*削除、変更</p> <p>現サービスに対応</p> <p>表現の適正化</p> <p>*変更</p> <p>現サービスに対応</p> <p>*削除、変更</p> <p>表現の適正化</p> <p>*変更</p> <p>現サービスに対応</p>
<p>第7条 利用行為</p> <p>1. <u>閲覧室は東京、名古屋、大阪を利用可能と</u>します。</p> <p>2. 当社発刊資料のコピー(有料)利用枚数は、<u>会員企業1社につき各資料の総ページの半分まで</u>とします。</p> <p>また、同一企業で複数の契約をしている場合も、登録単位(会員番号別)ではなく1企業あたりの合計ページの利用枚数をカウントするものとします。</p> <p>3. 資料に関する問い合わせは、<u>資料に掲載されている内容・データの範囲内に</u>限るものとします。</p>	<p>第7条 利用行為</p> <p>1. 閲覧室の利用は、<u>登録した1箇所での利用</u>とします。</p> <p>2. 1.にかかわらず会員が閲覧室(東京・名古屋・大阪)の利用に関する複数の契約を行っている場合は、それらの契約において登録した閲覧室を利用できません。</p> <p>3. 当社発刊資料のコピー(有料)利用枚数は、<u>会員企業1社につき各資料の総ページの半分まで</u>とします。</p> <p>また、同一企業で複数の契約をしている場合も、登録単位(会員番号別)ではなく1企業あたりの合計ページの利用枚数をカウントするものとします。</p> <p>4. 資料に関する問い合わせは、<u>資料に掲載されている内容・データの範囲内に</u>限るものとします。</p>	<p>*変更</p> <p>現サービスに対応</p> <p>*削除</p> <p>現サービスに対応</p> <p>*以下項番繰り上げ</p>	

<p>4. YDB にて取得した資料は利用者が所属する事業所でのみ利用可能です。また、問い合わせは、利用者本人からに限るものとし、YDB にて受付けます。</p> <p>5. 会員はいかなる理由があってもコピーサービス申込後のキャンセル及び返品はできないものとします。ただし、YDB が提供するデータに不備があった場合は、その限りではないものとします。</p>	<p>5. YDB にて取得した資料は利用者が所属する事業所内でのみ利用可能です。また、問い合わせは、利用者本人からに限るものとし、YDB にて受付けます。</p> <p>6. 会員はいかなる理由があってもコピーサービス申込後のキャンセル及び返品はできないものとします。ただし、YDB が提供するデータに不備があった場合は、その限りではないものとします。</p>	<p>*変更 表現の適正化</p>
<p>第8条 禁止行為</p> <p>1. YDB の利用にあたり、閲覧室内での以下の行為を禁じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) YDB 所蔵の資料等の閲覧室区域外への持ち出し、<u>利用</u> 2) YDB 所蔵の資料を毀損する行為 3) 他の会員に迷惑・不利益を与える行為 4) スキャナー及びその他の機器を用いた複写行為、及びデジタルカメラ、携帯電話、ビデオカメラ等を用いた撮影行為 5) 喫煙行為、所定の場所以外での飲食 6) 個人CDの貸与・譲渡による YDB サービス利用 <p>2. YDB eLibrary の利用にあたり、以下の行為を禁じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>利用者本人</u>以外のログイン及び利用 2) 1つの個人CD（ログインID）を用いて同時にアクセスする行為 3) <u>利用者本人</u>が常用するPC、デバイス以外からの利用 4) PC、デバイスに備わっている機能を用いた複写行為（画面キャプチャを含む）、カメラ、ビデオカメラ等を用いた撮影行為 5) プログラム等による大量のアクセス、通常の資料閲覧行為から逸脱したアクセス <p>3. <u>会員は、当社が提供するマーケットレポートを、生成AIに読み込ませて学習させることを行ってはならないものとします。</u></p> <p>4. 上記1～3項並びに当社が不適切と判断した行為により会員又は当社に損害を与えた場合は、当該会員はYDBを退会し、その損害を賠償しなければならないものとします。</p>	<p>第8条 禁止行為</p> <p>1. YDB の利用にあたり、閲覧室内での以下の行為を禁じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) YDB 所蔵の資料等の閲覧室<u>以外</u>での利用 2) YDB 所蔵の資料を毀損する行為 3) 他の会員に迷惑・不利益を与える行為 4) スキャナー及びその他の機器を用いた複写行為、及びデジタルカメラ、携帯電話、ビデオカメラ等を用いた撮影行為 5) 喫煙行為、所定の場所以外での飲食 6) <u>個人カード及び個人CD</u>の貸与・譲渡による YDB サービス利用 <p>2. YDB eLibrary の利用にあたり、以下の行為を禁じます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) <u>YDB eLibrary メンバー本人</u>以外のログイン及び利用 2) 1つの個人CD（ログインID）を用いて同時にアクセスする行為 3) <u>YDB eLibrary メンバー本人</u>が常用するPC、デバイス以外からの利用 4) PC、デバイスに備わっている機能を用いた複写行為（画面キャプチャを含む）、カメラ、ビデオカメラ等を用いた撮影行為 5) プログラム等による大量のアクセス、通常の資料閲覧行為から逸脱したアクセス <p>3. 上記1～2項並びに当社が不適切と判断した行為により会員又は当社に損害を与えた場合は、当該会員はYDBを退会し、その損害を賠償しなければならないものとします。</p>	<p>*変更</p> <p>*削除 現サービスに対応</p> <p>*変更 現サービスに対応</p> <p>*変更 現サービスに対応</p> <p>*追加 AI 利用に関する条文</p> <p>*項番繰り上げ</p>

<p>第9条 著作権について</p> <p>3. 転載・引用者(以下「使用者」といいます。)は、転載・引用する際に、著作権者である当社の名称と出典元である資料名等を明記するものとします。また、使用者が社外向け出版物等に転載・引用する場合には、事前に掲載内容及び表現形式等について当社の検収を受けるものとし、転載・引用された出版物等を当社に納めるものとします。</p>	<p>第9条 著作権について</p> <p>3. 転載・引用者(以下「使用者」といいます)は、転載・引用する際に、著作権者である当社の名称と出典元である資料名等を明記するものとします。また、使用者が社外向け出版物等に転載・引用する場合には、事前に掲載内容及び表現形式等について当社の検収を受けるものとし、転載・引用された出版物等を当社に納めるものとします。</p>	<p>*変更 表現の適正化</p> <p>*変更 表現の適正化</p>
<p>第11条 個人情報の取り扱い</p> <p>1. 利用目的</p> <p>登録申込及び利用者と会員窓口の利用にあたり当社が取得した個人情報は、以下の目的で使用します。</p> <p>1) YDB サービスの提供及び会員窓口からのお問い合わせ等に対する報告</p> <p>2) マーケットレポート等の当社商品・サービス(資料目録及び新刊案内の送付・セミナー開催等)の案内</p> <p>上記以外の利用目的又は法令等に基づく要請の範囲を超えた利用は行いません。</p> <p>2. 個人情報の第三者提供</p> <p>登録申込及び利用者と会員窓口の利用にあたり当社が取得した個人情報は、以下の場合を除き、本人の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。</p> <p>利用者から会員窓口の個人情報(部署及び氏名)の問い合わせがあった場合に、本人確認(名刺及び社員証等)ができる場合に限り、会員窓口の部署と氏名を利用者に提供します。</p> <p>会員窓口から利用者の個人情報(連絡先情報とYDBサービス利用状況)の問い合わせがあった場合には、利用者の個人情報を会員窓口に提供します。</p>	<p>第11条 個人情報の取り扱い</p> <p>1. 利用目的</p> <p>登録申込み及び会員の利用にあたり当社が取得した個人情報は、会員の連絡先情報と利用状況に限定し、会員と当社との連絡に使用します。</p> <p>利用目的は以下のとおりとします。</p> <p>1) YDB の運営管理及び会員窓口からのお問い合わせ等に対する報告</p> <p>2) マーケットレポート等の当社商品・サービス(資料目録及び新刊案内の送付・セミナー開催等)の案内</p> <p>連絡の手段は、郵便・電話・FAX・E-Mail(メールマガジンを含む)を利用します。</p> <p>また、利用者から会員窓口の部署及び氏名の問い合わせがあった場合において、本人確認(名刺及び社員証等)ができる場合に限り、会員窓口の部署と名前をお知らせ致します。</p> <p>上記以外の利用目的又は法令等に基づく要請の範囲を超えた利用は行いません。</p> <p>2. 個人情報の提供</p> <p>当社が取得した個人情報は、第三者に提供することはありません。</p>	<p>*変更、削除 表現の適正化</p> <p>*削除</p> <p>*変更 第三者提供について 明記</p>